

令和5年第4回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和5年12月5日(火)

2 付議する案件

条例制定案件 3件 (①～③)

条例改正案件 5件 (④～⑧)

単行案件 11件 (⑨～⑲)

補正予算案件 5件 (⑳～㉔)

人事案件 2件 (㉕～㉖)

計	26件
---	-----

《条例制定案件》

①美唄市病院事業管理者の給与に関する条例制定の件(病院事務局)

国の定める持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月29日総財準第72号)及び市立美唄病院経営強化プランにより、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部適用をすることから、病院事業管理者の給与を定めるため、条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1条	この条例の目的及び適用の範囲
第2条	給与
第3条	給料
第4条	医師調整手当
第5条	期末手当
第6条	美唄市給与条例準用規定
第7条	退職手当
第8条	給料支給の始期
第9条	給与の終期
第10条	委任

< 条例の概要 >

(1) 給料

病院事業管理者の給料月額を定める。

(2) 手当

病院事業管理者に支給する手当は、医師調整手当、特殊勤務手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(3) その他

病院事業管理者の給与に関し、必要な事項を定める。

< 施行期日 >

令和 6 年 4 月 1 日

②美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件(病院事務局)

国の定める持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号)及び市立美唄病院経営強化プランにより、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の規定の全部適用をすることから、病院事業職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定するもの。

< 条例の構成 >

第 1 条	目的	第 16 条	期末手当
第 2 条	給与の種類	第 17 条	勤勉手当
第 3 条	給料表	第 18 条	退職手当
第 4 条	管理職手当	第 19 条	給与の減額
第 5 条	扶養手当	第 20 条	休職者の給与
第 6 条	医師調整手当	第 21 条	専従休職者の給与
第 7 条	住居手当	第 22 条	育児休業の承認を受けた職員 の給与
第 8 条	通勤手当	第 23 条	自己啓発等休業の承認を受 けた職員の給与
第 9 条	単身赴任手当	第 24 条	会計年度任用職員の給与
第 10 条	特殊勤務手当	第 25 条	定年前再任用短時間勤務職 員等についての適用除外
第 11 条	寒冷地手当	第 26 条	委任
第 12 条	時間外勤務手当		
第 13 条	休日勤務手当		
第 14 条	夜間勤務手当		
第 15 条	宿日直手当		

< 条例の概要 >

(1) 給料

病院事業職員の給料月額、その職務の種類に応じ、必要な種類の給料表によるものとする。

(2) 手当

病院事業職員に支給する手当は、管理職手当、扶養手当、医師調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(3) その他

病院事業職員の給与に関し、必要な事項を定める。

< 施行期日 >

令和 6 年 4 月 1 日

③市立美唄病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件(病院事務局)

病院事業を設置している地方公共団体においては、国の定める持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号)を踏まえ、経営強化プランの策定において経営形態の見直しについて検討するよう明記されている。

このことから、当該ガイドラインに基づき令和 5 年 3 月に策定した市立美唄病院経営強化プランにおいては、新病院開設時から地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の規定の全部適用をすることについて明記することを始め、新たに病院事業管理者を設置し、経営責任の明確化及び効率的運営、医療環境の変化への柔軟な対応等を推進する旨を定めていることから、令和 6 年度より地方公営企業法の規定の全部適用をすることに関し、関係条例の整備を行うもの。

< 改正内容 >

第 1 条 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

・病院事業において特殊勤務手当に関する規定を整備することから、現行条例に定める病院事業職員に関する手当を削り、病院事業管理者に関する手当を加える。

第 2 条 美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正

・病院事業管理者に関する事項を加える。

第 3 条 美唄市看護師等修学資金条例の一部改正

・病院事業管理者の権限について、文言を整理する。

第4条 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正

- ・病院事業管理者の権限及び診療科目に関する規定を整理する。

第5条 市立美唄病院診療費及びその他料金徴収条例の一部改正

- ・特別室及び入院期間が180日を超える入院患者に係る選定療養の料金に関する規定を整備する。

第6条 美唄市職員定数条例の一部改正

- ・別表における定数区分について、整理する。

第7条 美唄市職員の定年等に関する条例の一部改正

- ・管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に病院事業職員を加える。

第8条 美唄市情報公開条例の一部改正

- ・実施機関として病院事業管理者を加える。

第9条 美唄市病児保育施設条例の一部改正

- ・新病院における病児保育施設の位置を改める。

第10条 美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

- ・実施機関として病院事業管理者を加える。

第11条 市立美唄病院条例の廃止

- ・地方公営企業法の全部適用への移行に伴い、廃止する。

< 施行期日 >

令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定による改正後の市立美唄病院事業の設置等に関する条例第3条第3項第1号及び同項第2号の改正規定並びに第5条及び第9条の改正規定は、令和6年5月7日から施行する。

《条例改正案件》

④美唄市給与条例の一部改正の件(総務部)

令和5年人事院勧告に基づき、一般職の給料並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うため、必要な改正を行うもの。

なお、令和5年6月分の期末手当及び勤勉手当については、現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、改正後の美唄市給与条例に基づく令和5年12月分の期末手当及び勤勉手当の支給割合を調整し、その差額分を支給する。

< 改正内容 >

(1) 給料

民間との較差を埋めるため、給料の水準の引き上げを行う。

人事院勧告の内容	現行条例	改正条例案																																										
①行政職俸給表(一) 平均改定率 1.1% ②その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡 を基本に改定	国の改定前と同じ	<平均改定率> <table border="1"> <tr><td>行政職給料表</td><td>1.00%</td></tr> <tr><td>医療職給料表(一)</td><td>0.33%</td></tr> <tr><td>医療職給料表(二)</td><td>1.11%</td></tr> <tr><td>医療職給料表(三)</td><td>1.10%</td></tr> </table>	行政職給料表	1.00%	医療職給料表(一)	0.33%	医療職給料表(二)	1.11%	医療職給料表(三)	1.10%																																		
	行政職給料表	1.00%																																										
医療職給料表(一)	0.33%																																											
医療職給料表(二)	1.11%																																											
医療職給料表(三)	1.10%																																											
	(再任用職員) <table border="1"> <tr><td rowspan="3">行政職 給料表</td><td>1級</td><td>187,700円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>215,200円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>255,200円</td></tr> <tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (二)</td><td>1級</td><td>188,700円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>215,300円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>243,500円</td></tr> <tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (三)</td><td>1級</td><td>235,100円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>255,400円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>262,600円</td></tr> </table>	行政職 給料表	1級	187,700円	2級	215,200円	3級	255,200円	医療職 給料表 (二)	1級	188,700円	2級	215,300円	3級	243,500円	医療職 給料表 (三)	1級	235,100円	2級	255,400円	3級	262,600円	(再任用職員) <table border="1"> <tr><td rowspan="3">行政職 給料表</td><td>1級</td><td>188,700円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>216,200円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>256,200円</td></tr> <tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (二)</td><td>1級</td><td>189,700円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>216,300円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>244,500円</td></tr> <tr><td rowspan="3">医療職 給料表 (三)</td><td>1級</td><td>236,100円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>256,400円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>263,600円</td></tr> </table>	行政職 給料表	1級	188,700円	2級	216,200円	3級	256,200円	医療職 給料表 (二)	1級	189,700円	2級	216,300円	3級	244,500円	医療職 給料表 (三)	1級	236,100円	2級	256,400円	3級	263,600円
行政職 給料表	1級		187,700円																																									
	2級		215,200円																																									
	3級	255,200円																																										
医療職 給料表 (二)	1級	188,700円																																										
	2級	215,300円																																										
	3級	243,500円																																										
医療職 給料表 (三)	1級	235,100円																																										
	2級	255,400円																																										
	3級	262,600円																																										
行政職 給料表	1級	188,700円																																										
	2級	216,200円																																										
	3級	256,200円																																										
医療職 給料表 (二)	1級	189,700円																																										
	2級	216,300円																																										
	3級	244,500円																																										
医療職 給料表 (三)	1級	236,100円																																										
	2級	256,400円																																										
	3級	263,600円																																										

(2) 期末手当及び勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げを行う。

人事院勧告の内容	現行条例	改正条例案																					
(正規職員) 年間 4.4月→4.5月 <table border="1"> <tr><td></td><td>6月</td><td>12月</td></tr> <tr><td>改正前</td><td>期末 1.2月 勤勉 1.0月</td><td>期末 1.2月 勤勉 1.0月</td></tr> <tr><td>R6以降</td><td>期末 1.225月 勤勉 1.025月</td><td>期末 1.225月 勤勉 1.025月</td></tr> </table> ※令和5年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和5年12月分の支給割合を2.3月として調整する。		6月	12月	改正前	期末 1.2月 勤勉 1.0月	期末 1.2月 勤勉 1.0月	R6以降	期末 1.225月 勤勉 1.025月	期末 1.225月 勤勉 1.025月	(正規職員) 年間 4.4月 <table border="1"> <tr><td></td><td>6月</td><td>12月</td></tr> <tr><td></td><td>期末 1.2月 勤勉 1.0月</td><td>期末 1.2月 勤勉 1.0月</td></tr> </table>		6月	12月		期末 1.2月 勤勉 1.0月	期末 1.2月 勤勉 1.0月	(正規職員) 年間 4.5月 <table border="1"> <tr><td></td><td>6月</td><td>12月</td></tr> <tr><td>R6以降</td><td>期末 1.225月 勤勉 1.025月</td><td>期末 1.225月 勤勉 1.025月</td></tr> </table> ※令和5年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和5年12月分の支給割合を2.3月として調整する。		6月	12月	R6以降	期末 1.225月 勤勉 1.025月	期末 1.225月 勤勉 1.025月
	6月	12月																					
改正前	期末 1.2月 勤勉 1.0月	期末 1.2月 勤勉 1.0月																					
R6以降	期末 1.225月 勤勉 1.025月	期末 1.225月 勤勉 1.025月																					
	6月	12月																					
	期末 1.2月 勤勉 1.0月	期末 1.2月 勤勉 1.0月																					
	6月	12月																					
R6以降	期末 1.225月 勤勉 1.025月	期末 1.225月 勤勉 1.025月																					
(再任用職員) 年間 2.3月→2.35月 <table border="1"> <tr><td></td><td>6月</td><td>12月</td></tr> <tr><td>改正前</td><td>期末 0.675月 勤勉 0.475月</td><td>期末 0.675月 勤勉 0.475月</td></tr> <tr><td>R6以降</td><td>期末 0.6875月 勤勉 0.4875月</td><td>期末 0.6875月 勤勉 0.4875月</td></tr> </table> ※令和5年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和5年12月分の支給割合を1.2月として調整する。		6月	12月	改正前	期末 0.675月 勤勉 0.475月	期末 0.675月 勤勉 0.475月	R6以降	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月	(再任用職員) 年間 2.3月 <table border="1"> <tr><td></td><td>6月</td><td>12月</td></tr> <tr><td></td><td>期末 0.675月 勤勉 0.475月</td><td>期末 0.675月 勤勉 0.475月</td></tr> </table>		6月	12月		期末 0.675月 勤勉 0.475月	期末 0.675月 勤勉 0.475月	(再任用職員) 年間 2.35月 <table border="1"> <tr><td></td><td>6月</td><td>12月</td></tr> <tr><td>R6以降</td><td>期末 0.6875月 勤勉 0.4875月</td><td>期末 0.6875月 勤勉 0.4875月</td></tr> </table> ※令和5年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和5年12月分の支給割合を1.2月として調整する。		6月	12月	R6以降	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月
	6月	12月																					
改正前	期末 0.675月 勤勉 0.475月	期末 0.675月 勤勉 0.475月																					
R6以降	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月																					
	6月	12月																					
	期末 0.675月 勤勉 0.475月	期末 0.675月 勤勉 0.475月																					
	6月	12月																					
R6以降	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月	期末 0.6875月 勤勉 0.4875月																					

< 施行期日等 >

- ・ 公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- ・ 第1条の規定による改正後の美唄市給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

⑤美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件(総務部)

令和5年人事院勧告に基づく一般職の給与の改正に併せて、市議会議員及び特別職の期末手当の改定を行うため、必要な改正を行うもの。

なお、令和5年6月分の期末手当については、現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、改正後の美唄市給与条例に基づく令和5年12月分の期末手当の支給割合を調整し、その差額分を支給する。

<改正内容>

(1)美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

期末手当 年間 4.4月→4.5月(0.1月引上げ)

現 行 条 例			改 正 条 例 案			
6 月	12 月	計	R6 以降	6 月	12 月	計
2.2 月	2.2 月	4.4 月		2.25 月	2.25 月	4.5 月
			※令和5年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和5年12月分の支給割合を2.3月として調整する。			

(2)美唄市特別職の職員の給与に関する条例

期末手当 年間 4.4月→4.5月(0.1月引上げ)

現 行 条 例			改 正 条 例 案			
6 月	12 月	計	R6 以降	6 月	12 月	計
2.2 月	2.2 月	4.4 月		2.25 月	2.25 月	4.5 月
			※令和5年6月分は現行の条例に基づく支給割合により支給済みのため、令和5年12月分の支給割合を2.3月として調整する。			

<施行期日等>

- ・ 公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- ・ 第1条の規定による改正後の美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の美唄市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

⑥美唄市火災予防条例の一部改正の件(消防本部)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)等が施行されたことに伴い、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)及び火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)において蓄電池設備に関する規定が改正されたことから、必要な改正を行うもの。

また、上記省令の改正において、固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められたことから、同様の改正を行うもの。

<改正内容>

- ・これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるように蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改める。(第13条関係)
- ・固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離を整備する。(別表第3関係)

<施行期日等>

- ・令和6年1月1日から施行する。
- ・燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の美唄市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等に関する経過措置。
- ・新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものに関する経過措置。
- ・新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものに関する経過措置。

⑦美唄市印鑑条例の一部改正の件(市民部)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の制定に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部が改正されたことから、コンビニ交付サービスのスマートフォン用電子証明書に関し、必要な改正を行うもの。

<改正内容>

令和5年5月11日より開始されたスマートフォン用電子証明書搭載サービスにおいて、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォン一つで、電子証明書を用いたサービスを受けられるよう条例における法律の引用規定を整備するもの。

<施行期日>

公布の日

⑧美唄市税条例の一部改正の件(市民部)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第243号)が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税について、被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたことに伴い、美唄市税条例(昭和31年条例第7号)の一部を改正するもの。

<改正内容>

- ・ 出産する予定又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額についての規定を新設する。(第145条関係)
- ・ 産前産後期間の減額に係る届出についての規定を新設する。(第148条の3関係)

<施行期日>

令和6年1月1日

《単行案件》

⑨損害賠償の額決定の件(総務部)

令和5年9月14日に契約解除したコミュニティ放送整備事業実施設計委託業務に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。

＜本件の概要＞

令和5年4月20日付けで契約したコミュニティ放送整備事業実施設計委託契約について見直しが必要となったため、契約約款に基づき令和5年9月14日付けで契約を解除したことから、損害賠償の額を次のとおり決定する。

＜損害賠償の額＞

5,038,000円

＜損害賠償の相手方＞

札幌市白石区平和通2丁目北11番20号

株式会社 通電技術

代表取締役 楠美 宗城

⑩美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件(総務部)

市道西17号線の整備及びマイクロバスの購入により、地域農業の維持・発展並びに市民バスに係る維持費の縮減及び安定運行の確保を図る財源として、過疎地域持続的発展特別事業債を活用するため、当該事業内容を計画に追加記載するもの。

⑪指定管理者の指定の件(市民部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市南美唄地区共同浴場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市南美唄連合町内会 |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

⑫ 指定管理者の指定の件(市民部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市リサイクルセンター |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
公益社団法人 美唄市シルバー人材センター |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

⑬ 指定管理者の指定の件(市民部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市一般廃棄物最終処分場
美唄市生ごみ堆肥化施設
美唄市一般廃棄物ストックヤード |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
有限会社 北美環境管理 |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

⑭ 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市立茶志内双葉保育園 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

⑮ 指定管理者の指定の件(保健福祉部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市立進徳保育園 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市立進徳保育園運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

⑯ 指定管理者の指定の件(経済部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市パークゴルフ場
美唄市体験交流施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社 アンビックス |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

⑰ 指定管理者の指定の件(経済部)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄国設スキー場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社 アンビックス |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

⑱ 指定管理者の指定の件(教育委員会)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市民会館
美唄市立公民館
美唄市立公民館桜井邸分館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社 高畑建設 |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

⑲ 指定管理者の指定の件(教育委員会)

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|--|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市営陸上競技場
美唄市営野球場
サン・スポーツランド美唄 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社 アンビックス |
| 3 | 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

《補正予算案件》

⑳ 令和5年度美唄市一般会計補正予算(第6号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

㉑ 令和5年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)(保健福祉部)

補正内容 経営会議資料

㉒ 令和5年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)(病院事務局)

補正内容 経営会議資料

㉓ 令和5年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

㊸令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

㊹美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件(市民部)

(今野 守 委員 任期限 令和5年12月26日)

㊺美唄市教育委員会委員任命の件(教育委員会)

(高橋 泰浄 委員 任期限 令和5年12月23日)

◎議員協議会案件

- ・第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
- ・びばいヘルシーライフ 21(第3期)の策定について
- ・美唄市自殺対策計画(第2期)の策定について

日程(予定)

11月21日(火)経営会議	28日(火)	5日(火)	12日(火)
22日(水)	29日(水)	6日(水)	13日(水)
23日(木)	30日(木)	7日(木)	14日(木)
24日(金)	12月 1日(金)	8日(金)	
25日(土)	2日(土)	9日(土)	
26日(日)	3日(日)	10日(日)	
27日(月)	4日(月)	11日(月)	

令和5年度 一般会計補正予算案(第6号)

補正前の額	20,935,415
-------	------------

(千円)

歳出補正			歳入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)
2 総務費	行政情報化運用事業	7,436	4,356	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金)
1 総務管理費	補正内容 増額 住民票等の記載事項に戸籍に記載された「氏名の振り仮名」を追加できるよう住民記録システムの改修を行うもの。 また、令和6年度分以後、個人住民税の給与所得に係る特別徴収税額通知内容をeLTAX経由で特別徴収義務者に提供する必要が生じることから、住民税システムの改修を行うもの。	委託料 7,436	3,080	一般財源(繰越金)	
13 情報化推進費					
2 総務費	戸籍住民登録等事務	10,802	5,522	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金)
4 戸籍住民登録費	補正内容 増額 令和7年度までに標準準拠システムへの移行が目標とされており、戸籍総合システム機器等更新するもの。 また、戸籍の附票、記載事項に氏名の振り仮名を記載できるよう戸籍システムの改修を行うもの。	委託料 10,802	5,280	一般財源(繰越金)	
1 戸籍住民登録費					
3 民生費	生活保護扶助事業	47,720	47,720	一般財源(繰越金)	
3 生活保護費	補正内容 増額 令和4年度の生活保護費の所要見込額により算出し交付決定された国庫負担金に対し、実績額との差額を精算し国に返還するもの。	償還金、利子及び割引料 47,720			
2 扶助費					
6 農林費	経営所得安定対策等推進事業	664	664	道支出金	17 道支出金 2 道補助金 4 農林費道補助金 (畑地化促進事業補助金)
1 農業費	補正内容 増額 令和5年度経営所得安定対策等推進事業(畑地化促進事業補助金)に要望していた計画が採択されたことに伴い、畑地化協力を交付するもの。	負担金補助及び交付金 664			
4 農業振興費					

歳出補正			歳入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)
6 農林費	【重点支援地方交付金事業】 農業経営緊急支援事業	24,155	24,155	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 6 農林費国庫補助金 (物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金)
1 農業費	補正内容 新規				
	農業分野において肥料や燃油、農業資材 が高騰したことで、農業経営に甚大な影響 が出ている農業者に対し支援金を交付す る。 (1) 営農継続支援金 農業資材高騰分の一部相当額について、 経営面積に応じて支援金を交付する。 (1ha当たり2,500円、1経営体当たり上限額 20万円)	需 用 費 100			
4 農業振興費	(2) 施設園芸作物継続支援金 農業資材高騰分の一部相当額について、 生産に要するビニールハウス等による施設 園芸作物の販売収入に応じて支援金を交付 する。 (販売収入に応じて15千円から10万円まで を支援) ※(1)及び(2)両方の支援金を受けることは 可能であるが、両方合わせた支援金の上限 額は、1経営体当たり上限額20万円とす る。 (1) 21,005千円 (2) 3,050千円 事務費 100千円	負担金補助 及び交付金 24,055			
14 諸支出金	介護保険会計支出金	2,480	2,480	一般財源 (繰越金)	
1 特別会計支 出金	補正内容 増額				
	介護保険システムの改修に要する経費に ついて増額補正する介護保険会計に対し、 追加繰出しを行うもの。	繰 出 金 2,480			
3 介護保険会 計支出金					
14 諸支出金	下水道事業会計支出金	6,800	6,800	一般財源 (繰越金)	
1 特別会計支 出金	補正内容 増額				
	給料・手当・法定福利費を増額補正する 下水道事業に対し、追加繰出しを行うも の。	負担金補助 及び交付金 6,800			
9 下水道事業 会計支出金					
補 正 額		100,057	100,057		
				34,033 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム 整備費補助金 9,878千円 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金 24,155千円
				664 道支出金	畑地化促進事業補助金 664千円
				65,360 一般財源	【一般財源の内訳】 繰越金 65,360千円

補正後の額	21,035,472
-------	------------

【繰越明許費補正】

追 加

事 業 名	金額(千円)
行政情報化運用事業	4,356
戸籍住民登録等事務	10,802
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ 美唄整備事業	12,000

<追加理由>

本年度当初予算及び本補正予算の歳入歳出予算に計上している各事業について、令和5年度中に事業が完了できないため繰越明許費を設定するもの。

【債務負担行為補正】

追 加

事項	期間	金額
南美唄地区共同浴場指定管理業務	R6～R8	年度ごとの協定で定める額
茶志内双葉保育園指定管理業務	R6～R8	年度ごとの協定で定める額
進徳保育園指定管理業務	R6～R8	年度ごとの協定で定める額
リサイクルセンター指定管理業務	R6～R10	年度ごとの協定で定める額
最終処分場・生ごみ堆肥化施設等指定管理業務	R6～R10	年度ごとの協定で定める額
交流施設指定管理業務	R6～R10	年度ごとの協定で定める額
美唄国設スキー場指定管理業務	R6	年度協定で定める額
公民館・市民会館指定管理業務	R6～R10	年度ごとの協定で定める額
体育施設指定管理業務	R6～R10	年度ごとの協定で定める額

<追加理由>

各施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するもの。

令和5年度 介護保険会計補正予算案（第2号）

補正前の額	3,045,159
-------	-----------

(千円)

歳出補正			歳入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目
1 総務費	一般管理事務	4,180	1,700	国庫支出金	3 国庫支出金
					2 国庫補助金
					3 介護保険事業費補助金
1 総務管理費	補正内容 増額 令和5年度介護保険制度改正に伴い、介護保険システムの改修が必要となることから、国の令和5年度介護保険事業費補助金を活用し、改修を行うもの。	委託料 4,180	2,480	一般財源 (繰入金)	
1 一般管理費					
補正額		4,180	4,180		
			4,180	一般財源	【一般財源の内訳】 繰入金 2,480千円

補正後の額	3,049,339
-------	-----------

令和5年度 市立病院病院事業会計補正予算案（第1号）

【地方債補正】
変更

起債の目的	限度額（千円）	
	補正前	補正後
病院施設改良事業	2,715,000	2,817,800
医療機械器具等整備事業	463,200	360,400

<変更理由>

医療機械器具等整備事業に計上していたナースコール等について、病院施設改良事業の
 附帯施設とすることが適当であると道より指導があり、病院施設改良事業及び医療機械器
 具等整備事業間の起債限度額の内訳について変更を行うもの。

令和5年度 水道事業会計補正予算案 (第1号)

【地方債補正】
変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
上水道増補改良事業債	161,000	176,000

<変更理由>

道道月形峰延線におけるJR横断配水管が老朽化により漏水しており、復旧工事における実施設計委託を行うにあたり、起債の2次申請が必要なため、起債の限度額を変更するもの。

令和5年度 下水道事業会計補正予算案 (第2号)

(単位：千円)

支出補正			収入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)
	下水道事業	6,800	6,800	他会計 補助金	下水道事業収益
					営業外収益
	補正内容 新規				
	令和5年度人事異動に伴う職員の1名増員により、給料・手当・法定福利費の予算不足が見込まれるため増額補正を行うもの。				
	① 給料 4,200千円 ② 手当 1,130千円 ③ 法定福利費 1,470千円 合計 (①～③) 6,800千円				
	補正額	6,800	6,800		